

職業紹介事業関係資料

I 許可・届出制

1 現行制度

○ 有料職業紹介事業

- ・ 許可制（法30条）
- ・ 許可手続きについては事業主単位（15年改正。従来は事業所単位）（法30条）

○ 無料職業紹介事業

- ・ 学校等、特別の法人、地方公共団体以外の者については許可制（法33条1項）
- ・ 許可手続きについては事業主単位（15年改正。従来は事業所単位）（法33条1項）
- ・ 商工会議所、商工会、農協等の特別の法律により設立された一定の法人が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制（15年改正。従来は許可制）（法33条の3）
- ・ 地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附随する無料職業紹介事業を行うことを可能とし、届出制（15年改正。）（法33条の4）

（参考）

- ・ 特別の法人による無料職業紹介事業の実施状況について（平成18年2月1日現在）
40法人（24都道府県）
- ・ 地方公共団体による無料職業紹介事業の実施状況について（平成18年2月1日現在）
25道府県22市12町1村1組合

2 ヒアリングにおける主な意見等

<事業主団体>

- ・ 事業主単位での許可により、新規許可や更新の手続きにおいて、大幅な簡素化があったと評価されている。

<事業主>

- ・ 事業主単位での許可により、業界にとって参入しやすくなっており、また事務の簡素化に貢献しているという実感がある。

3 部会における意見概要

- ・ 経営者協会も届出で職業紹介ができるような体制にしたいと希望する。
- ・ 経営者協会は地域に根ざしていて、会社の求人情報等も得られやすいため、やれるのであればやりたいという基本的なニーズがある。しかし、任意団体であったり、県ごとに社団法人の認可をもらっているところもあるので、一律に特別の法律により設立された法人とはならない実態がある。
- ・ 地方公共団体がUターン、若年等の対策に絞って職業紹介をやることは、全国的なハローワークの一元的な職業紹介とともに、地方公共団体等との連携によるミスマッチの解消という観点から、非常に重要なことである。

- ・ 職業紹介を行う地方公共団体の数は、意外と少ないと思う。地方公共団体の意識が低いのか、もっとお互いに行政の連携が必要なのか、その辺はどう考えればいいのか、この程度が妥当なのか。
- ・ 例えば、町長が定年後の団塊の世代を見据えて、都会に住んでいる人に帰ってきてもらい、町おこしのために、宅地の提供や税制の優遇に加えて、工場や会社の社長のところに無料職業紹介をするということは非常に良い好事例だと思う。
- ・ もう少しハローワークでの職業紹介のノウハウを地方公共団体におろせるようなスキームを考える必要があるのではないか。
- ・ 若年の就業について、ジョブカフェがある。それから、大学や高校は、卒業生の就職に非常に苦労していて、ノウハウも確立しておらず、新卒派遣という言い方があるように、派遣業者に任せてしまう面もないではない。せっかく地方公共団体が無料で職業紹介ができたり、ジョブカフェもあるので、是非有機的なつながりを持ってほしい。

Ⅱ 手数料制度

1 現行制度

- 求職者手数料（15年改正）（法32条の3第2項、則20条2項、平成14年厚生労働省告示26号）
 - ・ 求職者からの手数料徴収は原則禁止
 - ・ 求職者からの手数料徴収が当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして省令で定めるとき（注1）に限り徴収可能
 - ・ 求職者から手数料を徴収できる科学技術者、経営管理者、熟練技能者の求職者に係る年収要件を700万円超に引き下げ（15年改正。従来は、1200万円超）

（注1）15年改正により、熟練技能者の職業に紹介した求職者を追加。（従来は、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者。）
（求職受付手数料については、芸能家、家政婦、配せん人、調理士、モデル、マネキンについて、従来より規定。）

2 ヒアリングにおける主な意見等

<事業主団体>

- ・ まだ、改正による効果を把握できる状況にはない。
- ・ 求職者から手数料を取っているところは、会員企業ではないと聞いている。
- ・ 今後、業務が多様化していくため、将来は求職者から手数料を取ることでも1つの業務のやり方としてあるのではないかという意見も一部にはある。業務の多様化が進んでいるので、今後少し状況を見て、いろいろと検討して、今後の規制について検討することが妥当。

<事業主>

- ・ 求職者からの手数料徴収は行っていないので、直接的な影響は大きくないので、経緯を見守っていきたい。しかし、職業紹介事業者が採用が成功した場合に成功報酬という形でもらう一方、最近、個人の面談サービスを専門にやる業者はそれで有料にしていたりするので、同じサービスでも課金形態によって位置づけが変わるということが大きくなるのであれば、この辺の個人から徴収する範囲を限定する必要がでてくるかもしれない。
- ・ 求職者から手数料をもらえるのはありがたいかもしれないが、いろいろとトラブルのもとになると懸念。700万円を引き下げるのはしばらくの間、見合わせてほしい。

<求職者>

- ・ 有料、無料ということを初めて聞いたが、転職が叶えば求職者がお金を払うというのは理解できることである。ただ、気軽に転職先を探していきたい時でも有料になるのであれば、かなり慎重になると思う。
- ・ 手数料について、求人者、求職者から取っているかの情報が開示されるべき。また、企業から見ると、手数料負担が求職者に分散されれば、就職の時の条件が緩和されるというメリットも金額的にはあると思うので、そ

の辺を開示すると、求職者側にとってもメリットのある話し合いや能動的に動くことができると思う。

- ・ 有料、無料の意識はもともとなかったのだが、求職者手数料は、会社を選ぶ際の価値基準になり、慎重に選ぶことにもなるのでよい。お金を払う以上、企業も客の方を向くし、求職者もそれにある程度見合ったものを提供してもらいたいという気持ちが強くなるので、お互いにとってよい。
- ・ お金を払うということは全く知らなかったが、支払い額のガイドラインを作った上で、成功報酬という形でお互いに納得して支払うのはよいと思う。

3 実態調査結果におけるポイント

実態調査結果によると、求職者から手数料を徴収している事業所が極めて少数にとどまっている。手数料を徴収できる求職者の範囲について、職業紹介事業者は現行のままでよいが大勢を占めた一方、求人企業は徴収すべきと徴収すべきではないが同程度、求職者は払ってもよいが多いものの、払いたくないも一定程度見られる状況であった。

○ 求職者からの手数料徴収対象について

- ・ 職業紹介事業所による回答では、
徴収していないが約40%、芸能家、モデルが約2%、科学技術者、経営管理者、熟練技能者が約2%

○ 手数料を徴収できる求職者の範囲について

- ・ 職業紹介事業所による回答では、
現行のままでよいが約67%、現行より拡大すべきが約13%、現行より制限すべきが約8%
(現行のままでよいとする主な理由は、今でもとっていないから、現行の範囲が適切だと考えられるから等)
- ・ 求人企業による回答では、
求職者からは手数料を徴収すべきではないが約35%、一定の条件で徴収すべきが約26%、徴収すべきが約10%、どちらでもよいが約19%
- ・ 求職者による回答では、
手数料を払ってもよいが約51%、払いたくないが約30%
(内訳として、)
サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然が約14%
より良いサービスが受けられるなら手数料を払ってもよいが約18%
就職が決まってからなら一定の手数料を払ってもよいが約19%
従来と同じサービスしか受けられないなら払いたくないが約10%
求人者負担を減らすためなら払いたくないが約8%
生活が苦しくなるので払いたくないが約12%
(14年調査では、払ってもよいが約77%、払いたくないが約22%)

4 部会における意見概要

- ・ ハローワークとして全国あまねく求職者から手数料を取るということは基本的に原則禁止ということはかまわないが、さらなるサービスを受けたい人に対して、手数料を払うことを禁止し、サービスを受けることを阻害